

【原案】

(市民参加)

第7条 略

2 略

3 略

4 議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる

【公明党】

4 議会は、地域に出向いて市内の各種団体などとの意見交換会を行うこととする。

【無所属】

4 議会報告会・意見交換会を行うことができる。

※ただし、大方の合意に従うということで会長が確認済み。

【提示案】

旧 第13条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。）に対して、市長等は誠実に答弁するものとする。

2 一般質問は一問一答の方式で行うことができる。

3 市長等は（一問一答の方式で行う）一般質問に対し、議長の許可を得て
することができる。

反 問
趣旨確認

【公明党】

旧 第13条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。）に対して、市長等は誠実に答弁するものとする。

2 一般質問は一問一答の方式で行うことができる。

3 市長等は（一問一答の方式で行う）一般質問に対し、議長の許可を得て反問することができる。

* 3項については、意見が分かれた場合明記しない。

【無所属】

第1項及び第2項は意見なし。第3項は、趣旨確認を選択。